

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書類及び企画提案書類の提出を招請する。

令和2年9月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市子ども屋内運動遊び場遊具等提案及び設置業務

2 業務概要

本市は、子どもの運動能力が全国や県の平均値を下回っていることを、子どもを取り巻く課題の一つとして認識し、これまで、子どもの運動能力の向上に繋がるよう、「プレイリーダーの育成」や「運動遊びができる場の創出」に取り組んできた。

これらの取組は、運動全般の基本的な動きを身に付けやすい「3歳から6歳までの幼児期に運動遊びを通じて、多様な動きを経験することが子どもの運動能力の低下を防ぐために重要である」とする文部科学省の幼児期運動指針に基づくとともに、この幼児期運動指針策定委員会委員・ワーキンググループ委員を務められた中村和彦山梨大学教授と協働し、中村教授の提唱する「成長に必要な36の体の動き」や「遊びに面白くのめり込むことが重要である」という理論のもとに実施してきた。

そしてこの度、これらの実績に基づき、遊びの中で子どもの多様な動きを引き出すとともに、親子一緒に様々な遊びを体験することにより、子どもの運動への興味・関心を深め、もって運動能力向上、子どもの豊かな心や健やかな体の成長に寄与する運動遊びの新たな拠点となる「甲府市子ども屋内運動遊び場（以下「屋内遊び場」という。）」を設置する。

3 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水曜日）までとする。

#### 4 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 平成27年度から令和元年度までに、地方自治体において、本業務に類似した屋内遊び場の設置に関する業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 税の滞納がない者であること。（所轄市区町村の法人住民税の未納がない者）

#### 5 手続等

- (1) 公募型プロポーザル実施要領、選考方法、仕様書及び各種様式等は、甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加申込書類及び企画提案書類の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

#### 6 連絡先

甲府市子ども未来部子ども未来総室子ども応援課

〒400-0034

山梨県甲府市宝二丁目8番19号 甲府市役所西庁舎（旧甲府市立穴切小学校）

TEL 055-231-5538

FAX 055-221-3012

E-mail kodomoen@city.kofu.lg.jp